

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により届出があった大規模小売店舗について、法第8条第4項の規定による当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持に係る意見の概要は次のとおりです。

令和6年7月1日

佐賀県知事 山口 祥義

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称：ドラッグストアモリ上峰店・シャトレーゼ佐賀上峰店

所在地：佐賀県三養基郡上峰町大字坊所字二本谷2495-7 外

2 届出の内容

（1）大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- ・荷さばき施設の位置及び面積

（2）大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- ・駐車場の自動車の出入口の数及び位置

3 意見の概要

意見なし